

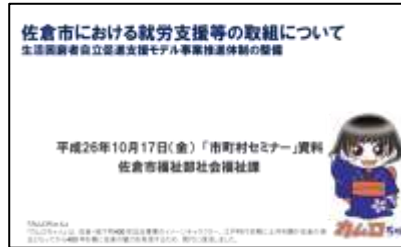
## この号の内容

### 1 生活困窮者自立支援室短信



### 2 自治体短信

熊本県の「いま」  
神奈川県川崎市の「いま」



### 3 Q & A

⑤相談の初期段階  
におけるポイント



## 生活困窮者自立支援室短信 市町村セミナーを開催

去る10月17日、厚生労働省講堂において、「第107回市町村職員を対象とするセミナー（市町村セミナー）」を開催しました。

生活困窮者自立支援制度の体制整備に関する行政説明の後、静岡県浜松市、千葉県佐倉市、京都府京丹後市から生活困窮者自立促進支援モデル事業の取組を発表いただきました。

浜松市の高林さんからは、生活困窮者自立支援事業の施行準備の取組について検討段階における論点の整理、予算要求から事業委託まで、事業の周知などを説明いただきました。

次に佐倉市の小林さんからは、就労支援等の取組について、地域づくりのビジョンのもとに生活困窮者支援の準備を進めてきたことや就労支援や家計相談の内容などを説明いただきました。

最後に、京丹後市の藤村さんからは、「誰一人置き去りにしない」ことをコンセプトに関係部署をチーム化し、機能強化した「寄り添い支援総合サポートセンター」の取組を紹介いただきました。

厚生労働省においては、今後ともさまざまな機会を活用して生活困窮者自立支援制度におけるポイントや好事例について情報提供していきたいと考えています。



## 自治体短信

このコーナーでは、自治体の取組など自治体の「いま」をお伝えします。



### 熊本県の「いま」～平成 27 年度予算要求に向けて

熊本県長寿社会局 局長 山田 章平

#### 熊本県の概要

本県は、九州のほぼ中央に位置し、総人口はおよそ 180 万人。平成の大合併により 14 市 31 町村となり、県庁所在地の熊本市は、平成 24 年 4 月に全国で 20 番目、九州で 3 番目に政令指定都市へと移行しました。

県は、生活困窮者自立支援法の実施主体として、9 つの郡に福祉事務所を設置し、31 町村、人口 35 万人を管轄します。

#### いざ予算要求

11 月は我々自治体職員にとって試練の予算要求の時期。厳しい財政事情のもと、すでに、夏には次年度の予算の大まかな見込みの提出を財政当局から求められました。

8 月末の国の概算要求資料では、生活困窮者自立支援制度関連について事項要求とされ、補助基準額等については明らかにされず、各自治体の予算編成過程において、予算の積算基礎はどうするのか、事業規模をどの程度見込むかなど、懸念する雰囲気は漂ったのではないのでしょうか。

#### 9 月 26 日の全国担当者会議

そのような中、9 月 26 日に厚労省において「生活困窮者自立支援制度全国担当者会議」が開催され、我々自治体職員も、少なからず補助基準の明示などを期待して臨んだところでした。会議では、詳細な数値等は示されませんが、予算編成の目安として、モデル事業の補助基準額を参考とする旨の説明がありました。とりあえずの方向性が示されたので、間髪を入れずに翌週の月曜日

には、県内各市の担当者を招集し、伝達説明会を開催しました。

国の予算編成の仕組みを考えれば、これ以上の詳細な基準は年末までは示されることはないでしょう。県をはじめ、各市の担当者も、担当者会議で、一定の方向性が示されたことで、予算編成に一定の道筋が立ったものと感じました。

#### 厳しい予算の中で

春先からモデル事業実施自治体の職員や、受託先の社会福祉協議会等と意見交換を重ねてきましたが、ひきこもりやニートなど、潜在的な生活困窮者が数多く存在することや、金銭管理が出来ずに債務を抱え、当座の生活費に困窮する相談者が多いことを目の当たりにし、任意事業の必要性を痛感させられたところです。

しかし、今回のモデル事業の補助基準を、本県の事業規模に当てはめた場合、「きめ細かな相談員の配置」や、「任意事業はどの程度実施できるのか」など、予算編成過程において、懸念材料は数多く残されています。

#### 創意工夫を凝らした要求に

限られた予算の中で、効果的に事業を実施するためには創意工夫をしなければなりません。また、出来る限りすべての任意事業にも取り組んでいきたいと考えています。

幸い、本県は、生活保護受給者を対象に、県が実施主体となり、自立支援プログラム策定推進事業を全県的に取り組んできた実績があり、就労が困難な保護受給者への支援や、「貧困の連鎖を教

育で断つ」を県政の重要課題と位置付け、子どもの学習支援を行ってきました。また、ホームレス対策についても「絆」再生事業において、アパートを借上げ、衣食住の提供や自立に向けた支援を行うなど、任意事業実施に向けたノウハウや社会資源が蓄積されています。法施行後、県内各市は前述の事業を、自らが事業実施主体となって取り組むこととなり、初期投資やノウハウが必要になります。

そこで、本県では、予算要求において、県が持つこれまでの蓄積が、県下全域で活かされ、県内の生活困窮者に均一なサービスを提供できるよう工夫しなければならないと考え、各市と共同で任意事業が実施できないか、各市に打診を行っているところです。

個々で事業を実施するより、ノウハウを有する県と各市が手を携えることで、限られた予算を効率的、かつ最大限に活用できるのではないかと考えています。

地方分権が進む中、ある意味、県が主導権を握ることは、分権に逆行するとの見方もありますが、今回の共同実施は、お互い対等な立場で、効率的に事業を実施しようとするもので、1 + 1 を 2 から 3 にする仕掛けだと考えています。

これからの予算折衝の中でどのような判断が出るのか分かりませんが、創意工夫の中で、第 2 のセーフティーネットとして、生活困窮者の方々に対する包括的な支援が行われる予算にしなければならないと考えています。



## 神奈川県川崎市の「いま」～生活困窮者の把握と対応策の構築

川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室 担当係長 平井 恭順

### 「生活困窮者」って誰？

私はお小遣いが足りなくて困っています。私は腰が痛くて辛いです。私は子育てに悩んでいます。これ、全て自分で認識しています。だから、「子育てで悩みがある人、手を上げて！」と言われれば、手が上がります。

でも、同じように「生活困窮の人、手を上げて！」と言われたら…。手が上がらないのではないのでしょうか。それはみんな、自分が「生活困窮」の定義に当てはまるのかわからないから。仮にわかったとしても、周りの目が気になって手を上げられないから。さらに、勇気を出して手を上げたからって、「何してくれるのさ！？」って思うから。だから、「生活困窮の人、いつでも相談に来てください！」と言ったって、だれも来てくれません。

### 「困っている人」を見つけるところから始めました

私たちは、昨年12月のセンター開設前に、まず、困っている人たちが来ていそうな窓口を洗い出し、その職員さんに、センターを知ってもらうことから始めました。ハローワーク、福祉事務所、保健所、保険年金課、市税事務所、不動産団体、コンビニ、浴場組合、警察署等々、毎日毎日説明に歩き回り、市内500か所以上にチラシを置いてもらいました。さらに、新聞やテレビでも報道してもらい、周知を図りました。その結果、初めは順調な滑り出しでした。開設前の事前予約もあり、12月は10営業日で50人、1月は85人が新規相談に来てくれました。

### 目的を明確にし、「解決策」を用意しないと来てくれない

2月の新規相談は56人に減りました。12月と比べると事実上の半減です。理由は2つ。

① センターで何ができるのか、関係機関の現場の職員さんまで浸透していなかったから。

だいJOBセンターは、第1のネットで支えられなかった人たちの、就労阻害要因を解決し、求職活動ができる状態まで整えた上で就労を支援し、社会的経済的な自立を支援することを目的としています。

しかし、この目的を伝えても、具体的なイメージが湧かないでしょう。何をしてくれるのかわからないところにつないでくれる人はいません。そこで、私たちは、現場で相談業務に従事する関係機関の職員さん向け（特にハローワークさんにご協力いただきました）に見学会をさせてもらい、具体的な事例を挙げて説明をしました。さらに、活動報告のための機関紙「だいJOBだより」を定期的にお届けしました。



② センター独自の解決策（求人情報）がなかったから。

開設当初、相談者の4人に1人が60歳以上でした。「年金が足りない。でも、なかなか就職できな

い。」そして、センターに独自の求人情報がないことにごっかりして、帰られました。その後、60歳以上の人は激減しました。すぐに、「地域人づくり事業」を活用し、「60歳からの‘しごと’応援事業」を開始。60歳以上の人を雇ってもらう前提で求人開拓（現在500件以上開拓）を行い、雇用条件をアレンジし、マッチング、定着支援を行いました。

こうした取組の結果、6月に114人、7月に100人の新規相談者が来てくれました。（60歳以上の方の割合が4割でした。）

### 困っている人は必ずいます

人口20万人あまりの川崎区からの相談者が、全体の4割を占めます。これは、センターが川崎区にあるからです。それぞれの自治体の人口に照らし合わせて、イメージしてみてください。5万人なら…、10万人なら…、40万人なら…。ひとり親世帯の就労支援、貧困の連鎖直前の若者支援、遠方の地域での出張相談…、私たちがやりたいこと、やれることはまだまだあります。そのためには、この事業の定量効果、定性効果を明確にし、事業の有用性を明らかにすることが重要だと考えています。

一人でも多くの人に「もう大丈夫」と思ってもらうために、試行錯誤を繰り返していきたいと考えています。

（短信を拝見して）熊本県の山田さんからは県における予算要求の現状を、川崎市の平井さんからはモデル事業の具体的な展開について、執筆いただきました。新しい制度をつくるために、それぞれの立場で尽力されている姿が伝わってきたと思います。みなさまのご意見・ご感想をお待ちしています。（た）

## Q&A 「こんなとき」「こんなこと」をどう考えるか、わかりやすくお伝えするコーナーです。

Q

せっかく相談に結びついたのに、その後の支援が途切れることがあります。相談支援の初期段階で留意すべきことを教えてください。(相談支援員)

A

自立相談支援機関には、様々な相談が寄せられますが、残念ながら支援が途切れてしまうケースもあります。

今回は、そうした場合も含めて相談の初期段階で重要となるポイントを考えてみたいと思います。

### 支援員と本人の受け止めのずれ

支援の中断の理由として、まず考えられるのは、相談支援に「期待」するものが得られない場合です。例えば、話を聴いてもらえなかったとか、適切なアドバイスがなかったとかと感じる場合です。

ここで注意していただきたいのは、支援員が何を言ったかということよりも、支援員の言動を本人がどう受けとめたかということです。

相談支援の初期では、本人の「訴え」を傾聴し、信頼関係を築くことが最初のポイントです。ときには、「常識」や「価値観」をひとまず横に置いて、本人の「訴え」を受けとめ、本人がどんなことで困っており、どんな気持ちでいるかを本人の立場になって読み解いていきます。そして、その理解を本人に伝えていきます。こうしたかわりを丁寧に行うことで、本人と支援員の受け止めのずれが大きくなるようにしていくことが大切です。

### 相談意欲が乏しい場合

また、本人の意欲が乏しい場合も考えられます。家族からの相談で本人と会うこととなった例が考えられますが、こうした例では、「待ちの姿勢」だけでは相談支援が滞ってしまいがちです。このようなときはアウトリーチの考え方が役立ちます(もちろん、いま本人を支援対象にすることが適切かどうかについては検討が必要です)。

例えば、本人を訪ねて自宅を訪問する場合、会ってもらえないからと言って、すぐにあきらめるのではなく、連絡先を書いたメモを置いてくるなどです。このようにおせっかいの中でも「控えめなおせっかいさ」という態度が有効なことが多いようです。

### ニーズを汲み取ること

相談支援の初期の場面を具体例で考えてみましょう。「働きたいのですが…」と相談窓口に来たひきこもりがちになっている若者を想像してみてください。

「ハローワークを紹介します」と言ってすぐにパンフレットを渡しておしまいということはないと思います。そうしたとき、誰もが「働きたい」という本人の言葉の背景にどのような思いがあるのかを聴く必要があると考えるのではないのでしょうか。

なぜ働きたいのかその「理由」一つをとっても、人それぞれです。親から働けと言われ、しぶしぶやって来たのかもしれませんが、このままではいけないと奮起し相談に訪れたのかもしれませんが。

支援員は、本人が何を求めて相談に来たのか、また、その背景にある思いを含めて聴くこととなります。支援員が理解したことを伝え、本人の思いと相談員の理解にずれがないかを確認します。そして本人の思いを実現するためには、何が必要なのかを一緒に検討します。

本人が奮起して相談に訪れた例で言えば、仕事を探しはじめる前に、生活リズムを整えたり、挨拶などのマナーを身に付けたりするといった就労に向けた準備が必要になる場合もあるでしょう。

また、親から働けと言われた例では、まず、本人がどうしたいのかを解きほぐすことが必要となるかもしれません。この場合、親が働けと言った背景にある親の思いを本人と一緒に考えてみることや親に本人の思いを伝えることも考えられます。

このような関わりの中で、本人の「主訴」から真の「ニーズ」を引き出し、本人と共有することが必要となります。

### 本人の役割と支援員の役割

そうは言っても支援の現場では、(部分的にかもかもしれませんが)「ニーズ」を本人と共有できない場合も生じます。そのような場合の原則は、あくまでも本人が主導権を握るということです。本人の選択に委ねることが、主体性を尊重することにつながるからです。支援員には、本人がうまく選択ができるようアドバイスをするとともに、失敗したとしてもその経験が次につながるよう、本人と一緒にこれを振り返るなどの工夫が必要となります。

(自立支援専門調査員 高橋)